

昭和二十二年法律第五十九号

裁判所法

裁判所法目次

第三編 下級裁判所

第一章 総則

第二編 最高裁判所

第一章 地方裁判所

第二章 家庭裁判所

第三章 簡易裁判所

第四章 裁判官

第五章 裁判所の職員及び司法修習生

第六章 裁判官以外の裁判所の職員

第七章 司法修習生

第八章 法廷

第九章 裁判所の用語

第十章 裁判所の評議

第十一章 裁判所の共助

第十二章 司法行政

第十三章 裁判所の経費

第十四章 第一編 総則

第二編 最高裁判所の趣旨

第三編 下級裁判所

第四編 地方裁判所

第五編 家庭裁判所

第六編 簡易裁判所

第七編 裁判所の評議

第八編 裁判所の共助

第九編 司法行政

第十編 裁判所の経費

第十一編 第一編 総則

第十二編 最高裁判所の権限

第十三編 下級裁判所

第十四編 地方裁判所

第十五編 家庭裁判所

第十六編 簡易裁判所

第十七編 裁判官

第十八編 司法修習生

第十九編 法廷

第二十編 裁判所の用語

第二十一編 裁判所の評議

第二十二編 裁判所の共助

第二十三編 司法行政

第二十四編 裁判所の経費

第二十五編 第一編 総則

第二十六編 最高裁判所の趣旨

第二十七編 下級裁判所

第二十八編 地方裁判所

第二十九編 家庭裁判所

第三十編 簡易裁判所

第三十一編 裁判官

第三十二編 司法修習生

第三十三編 法廷

第三十四編 裁判所の用語

第三十五編 裁判所の評議

第三十六編 裁判所の共助

第三十七編 司法行政

第三十八編 裁判所の経費

最高裁判所の裁判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。最高裁判所は、これを東京都に置く。

第七条（裁判権） 最高裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

- 上告
- 訴訟法において特に定める抗告

第八条（その他の権限） 最高裁判所は、この法律に定めるもの之外、他の法律において特に定める権限を有する。

第九条（大法廷・小法廷） 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

第十条（大法廷及び小法廷の審理） 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについてできる。

第十二条（構成） 各高等裁判所は、高等裁判所及び相応な員数の判事でこれを構成する。

第十三条（裁判所の長官） 高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

第十四条（合議制） 地方裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

第十五条（構成） 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第十六条（裁判権） 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴
- 第七条第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に関する決定及び命令に対する控訴
- 第七条第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令に対する控訴
- 第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する抗告
- 上告
- 抗告

第十七条（その他の権限） 地方裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十八条（合議制） 地方裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

第十九条（裁判官の職務の代行） 高等裁判所は、裁判官の職務の代行を行なうのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官が、これを総括する。

第二十条（司法行政事務） 最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官が、これを総括する。

第二十一条（事務局） 各高等裁判所の庶務を掌らせるため、各高等裁判所に事務局を置く。

第二十二条（支部） 最高裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

第二十三条（構成） 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第二十四条（裁判権） 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- 第三十三條第一項第一号の請求以外の請求に係る訴訟（第三十一條の三第一項第二号の人事訴訟を除く）及び第三十三條第一項第一号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審
- 第三十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴
- 第三十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴
- 第七条第二号及び第十六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十五条（その他の権限） 地方裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限及び他の法律において裁判所の権限に属するものと定められた事項の中での裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

第二十六条（一人制・合議制） 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

第二十七条（その他の権限） 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを組織せることによって裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官が、その議長となる。

第二十八条（裁判官会議） 最高裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所の判事にその高等裁判所の判事の職務を行なうことができる。

第二十九条（事務総局） 最高裁判所の庶務を掌らせるため、最高裁判所に事務総局を置く。

裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。最高裁判所は、これを東京都に置く。

第七条（裁判権） 最高裁判所は、この法律に定めるもの之外、他の法律において特に定める権限を有する。

第九条（大法廷・小法廷） 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

第十条（大法廷及び小法廷の審理） 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについてできる。

第十二条（構成） 各高等裁判所は、高等裁判所及び相応な員数の判事でこれを構成する。

第十三条（裁判所の長官） 高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

第十四条（合議制） 地方裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

第十五条（構成） 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第十六条（裁判権） 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴
- 第七条第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令に対する控訴
- 第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する抗告
- 上告
- 抗告

第十七条（その他の権限） 地方裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十八条（合議制） 地方裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

第十九条（裁判官の職務の代行） 高等裁判所は、裁判官の職務の代行を行なうのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官が、これを総括する。

第二十条（司法行政事務） 最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官が、これを総括する。

第二十一条（事務局） 各高等裁判所の庶務を掌らせるため、各高等裁判所に事務局を置く。

第二十二条（支部） 最高裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

第二十三条（構成） 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第二十四条（裁判権） 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- 第三十三條第一項第一号の請求以外の請求に係る訴訟（第三十一條の三第一項第二号の人事訴訟を除く）及び第三十三條第一項第一号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審
- 第三十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴
- 第三十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴
- 第七条第二号及び第十六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十五条（その他の権限） 地方裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限及び他の法律において裁判所の権限に属するものと定められた事項の中での裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

第二十六条（一人制・合議制） 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

第二十七条（その他の権限） 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを組織せることによって裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官が、その議長となる。

第二十八条（裁判官会議） 最高裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所の判事にその高等裁判所の判事の職務を行なうことができる。

第二十九条（事務総局） 最高裁判所の庶務を掌らせるため、最高裁判所に事務総局を置く。

裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。最高裁判所は、これを東京都に置く。

第七条（裁判権） 最高裁判所は、この法律に定めるもの之外、他の法律において特に定める権限を有する。

第九条（大法廷・小法廷） 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

第十条（大法廷及び小法廷の審理） 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについてできる。

第十二条（構成） 各高等裁判所は、高等裁判所及び相応な員数の判事でこれを構成する。

第十三条（裁判所の長官） 高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

第十四条（合議制） 地方裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

第十五条（構成） 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第十六条（裁判権） 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴
- 第七条第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令に対する控訴
- 第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する抗告
- 上告
- 抗告

第十七条（その他の権限） 地方裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十八条（合議制） 地方裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

第十九条（裁判官の職務の代行） 高等裁判所は、裁判官の職務の代行を行なうのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官が、これを総括する。

第二十条（司法行政事務） 最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官が、これを総括する。

第二十一条（事務局） 各高等裁判所の庶務を掌らせるため、各高等裁判所に事務局を置く。

第二十二条（支部） 最高裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

第二十三条（構成） 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第二十四条（裁判権） 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- 第三十三條第一項第一号の請求以外の請求に係る訴訟（第三十一條の三第一項第二号の人事訴訟を除く）及び第三十三條第一項第一号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審
- 第三十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴
- 第三十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴
- 第七条第二号及び第十六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十五条（その他の権限） 地方裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限及び他の法律において裁判所の権限に属するものと定められた事項の中での裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

第二十六条（一人制・合議制） 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

第二十七条（その他の権限） 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを組織せることによって裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官が、その議長となる。

第二十八条（裁判官会議） 最高裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所の判事にその高等裁判所の判事の職務を行なうことができる。

第二十九条（事務総局） 最高裁判所の庶務を掌らせるため、最高裁判所に事務総局を置く。

を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第二十七条（判事補の職権の制限） 判事補は、他の法律において特別の定ある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

第二十八条（裁判官の職務の代行） 地方裁判所は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

前項の規定により当該地方裁判所の裁判官は、その管轄区域内の他の地方裁判所家庭裁判所又はその高等裁判所の裁判官に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

前項の規定により当該地方裁判所のさし迫つた必要をみたすことができる特別の事情があるときは、最高裁判所は、その地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所以外の高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所、家庭裁判所又はその高等裁判所の裁判官に当該地方裁判所の職務を行わせることができる。

第二十九条（司法行政事務） 最高裁判所は、各地方裁判所の司法行政事務を行なうのは、裁判官会議によるものとし、各地方裁判所長を命ずる。

各地方裁判所が司法行政事務を行なうのは、裁判官会議の議によるものとし、各地方裁判所長長となる。

第三十条（事務局） 各地方裁判所の庶務を掌らせるため、各地方裁判所に事務局を置く。

第三十一条（支部・出張所） 最高裁判所は、地方裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その地方裁判所の管轄区域内に、地方裁判所の支部又は出張所を設けることができる。

最高裁判所は、地方裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第三章 家庭裁判所

第三十二条（構成） 各家庭裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十三条の三（裁判権その他の権限） 家庭裁判所は、次の権限を有する。

一 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）で定める家庭に関する事件の審判及び調停

二 人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）で定める人事訴訟の第一審の裁判

三 少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）で定める少年の保護事件の審判

家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

他に法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十四条（その他の権限） 簡易裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十五条（一人制・合議制） 簡易裁判所は、審判又は裁判を行なうときは、次項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、審判を終局させる決定並びに法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。

一 合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件

そのうち一人を裁判長とする。

第三十六条（裁判官の職務の代行） 簡易裁判所において裁判事務の取扱いをし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の裁判官に当該簡易裁判所の裁判官でその事件を取り扱う。

前項の規定により当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

前項の規定により当該簡易裁判所のさし迫つた必要をみたすことができる特別の事情があるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する高等裁判所は、同項に定める裁判官以外のその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の裁判官に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行なうことができる。

第三十七条（司法行政事務） 各簡易裁判所の司法行政事務は、簡易裁判所の裁判官が、一人の高等裁判所の指名する一人の裁判官がこれを掌理する。

特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の裁判官がこれを掌理する。

前項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数

条、第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。ただし、刑法第一百三十条の罪若しくはその未遂罪、同法第八十六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条の罪、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三十二条から第三十三条までの罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第二百五十八号）第三十条から第三十二条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四条第一項の規定によりこれらの罪の刑をもつて処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

簡易裁判所は、前項の制限を超える刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、国民の審査に関する法律の定めるところにより国民の審査に付される。

第四十条（下級裁判所の裁判官の任命） 高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

第四十一条（最高裁判所の裁判官の任命資格） 最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

前項の規定により当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

前項の規定により当該簡易裁判所のさし迫つた必要をみたすことができる特別の事情があるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する高等裁判所は、同項に定める裁判官以外のその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の裁判官に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行なうことができる。

五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号から第六号までに掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官、法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用について

一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）

二 嘅金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第二百八十六

第四編 裁判所の職員及び司法修習生

第一章 裁判官

第三十九条（最高裁判所の裁判官の任命） 最高裁判所長官は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所判事は、天皇がこれを認証する。

第四十条（最高裁判所の裁判官の任命） 高等裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、最高裁判所の審査に関する法律の定めるところにより国民の審査に付される。

第四十一条（最高裁判所の裁判官の任命資格） 最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

前項の規定により当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

前項の規定により当該簡易裁判所のさし迫つた必要をみたすことができる特別の事情があるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する高等裁判所は、同項に定める裁判官以外のその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の裁判官に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行なうことができる。

五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号から第六号までに掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官、法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用について

一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）

二 嘅金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第二百八十六

は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十二条（高等裁判所長官及び判事の任命資格） 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 檢察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官

六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

前項の規定について、三年以上同項目各号に掲げる職の一又は二以上に在つた者が裁判所事務官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数により、これを当該職に在つた年数とする。

前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数により、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数により、これを当該職に在つた年数とする。

くは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官、法務事務官又は法務教官

五 第四十一条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授又は准教授

六 第四十二条（高等裁判所長官及び判事の任命資格）

七 第四十三条（判事補の任命資格）

八 第四十四条（簡易裁判所判事の任命資格）

九 第四十五条（簡易裁判所判事の選考任命）

十 第四十六条（任命の欠格事由）

十一 第四十七条（補職）

十二 第四十八条（身分の保障）

十三 第四十九条（懲戒）

十四 第五十条（定年）

十五 第五十二条（政治運動等の禁止）

十六 第五十三条（最高裁判所事務総長）

十七 第五十四条（最高裁判所の裁判官の秘書官）

十八 第五十五条（司法研修所教官）

十九 第五十六条（最高裁判所長官秘書官）

二十 第五十七条（裁判所調査官）

二十一 第五十八条（裁判所事務官）

二十二 第五十九条（事務局長）

二十三 第六十条（裁判所書記官）

所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十一年に達した時に退官する。

二 判事補

三 檢察官

四 弁護士

五 第四十一条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

六 第四十二条（高等裁判所長官及び判事の任命資格）

七 第四十三条（判事補の任命資格）

八 第四十四条（簡易裁判所判事の任命資格）

九 第四十五条（簡易裁判所判事の選考任命）

十 第四十六条（任命の欠格事由）

十一 第四十七条（補職）

十二 第四十八条（身分の保障）

十三 第四十九条（懲戒）

十四 第五十条（定年）

十五 第五十二条（政治運動等の禁止）

十六 第五十三条（最高裁判所事務総長）

十七 第五十四条（最高裁判所の裁判官の秘書官）

十八 第五十五条（司法研修所教官）

十九 第五十六条（最高裁判所長官秘書官）

二十 第五十七条（裁判所調査官）

二十一 第五十八条（裁判所事務官）

二十二 第五十九条（事務局長）

二十三 第六十条（裁判所書記官）

裁判所職員総合研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、裁判所職員総合研修所の事務を掌理し、裁判所職員総合研修所の職員を指揮監督する。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

所の裁判官は、裁判所職員総合研修所長は、最高裁判所に裁判所職員総合研修所長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

裁判所職員総合研修所長は、最高裁判所に裁判所職員総合研修所長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

裁判所職員総合研修所長は、最高裁判所に裁判所職員総合研修所長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

裁判所書記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

裁判所書記官は、口述の書取その他書類の作成又は変更にして裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

第六十条の二（裁判所速記官） 各裁判所に裁判所速記官を置く。

裁判所速記官は、裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を掌る。

第六十一条（裁判所技官） 各裁判所に裁判所技官を置く。

裁判所技官は、上司の命を受けて、技術を掌る。

第六十二条（家庭裁判所調査官） 各家庭裁判所及び各高等裁判所に家庭裁判所調査官を置く。

家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同項第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限りなく）、並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌る。

最高裁判所は、家庭裁判所調査官の中から、首席家庭裁判所調査官を命じ、調査事務の監督、関係行政機関その他の機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。

家庭裁判所調査官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十三条（廷吏） 各裁判所に廷吏を置く。

裁判所に家庭裁判所調査官補は、上司の命を受けて、家庭裁判所調査官の事務を補助する。

第六十四条（執行官） 各地方裁判所に執行官を置く。

執行官に任命されるのに必要な資格に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

執行官は、他の法律の定めるところにより裁判の執行、裁判所の発する文書の送達その他の事務を行う。

執行官は、手数料を受けるものとし、その手数料が一定の額に達しないときは、国庫から補助金を受ける。

第六十五条（勤務裁判所の指定） 裁判所調査官、裁判所事務官（事務局長たるものとし）、裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを定める。

家庭裁判所がこれを定める。

第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和二十四年法律第一百四十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うこととするとするものとするものをいう。）の課程を修了したるものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定めること。

第六十八条（罷免等） 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるとときは、最高裁判所がこれを定める。

第六十九条（開廷の場所） 法廷は、裁判所又は支部でこれを開く。

最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかるらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。

第七十条（公開停止の手続） 裁判所は、日本国憲法第八十一條第二項の規定により審査を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならない。

第七十一条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行ふ。

裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は处置を執ることができる。

第七十二条（警察官の派出要求） 裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、警視総監又は道府県警察本部長に警察官の派出を要求することができる。法廷における秩序を

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付金は、司法修習生が自ら居住するための住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下の項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

前項に定めるもののほか、修習給付金の支給に必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行為その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

第六十八条（罷免等） 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるとときは、最高裁判所がこれを定める。

第六十九条（開廷の場所） 法廷は、裁判所又は支部でこれを開く。

最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかるらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。

第七十条（公開停止の手続） 裁判所は、日本国憲法第八十一條第二項の規定により審査を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならない。

第七十一条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行ふ。

裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は处置を執ることができる。

第七十二条（警察官の派出要求） 裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、警視総監又は道府県警察本部長に警察官の派出を要求することができる。法廷における秩序を

最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができなくなつたときは、その修習専念資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

前各項に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条（罷免等） 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるとときは、最高裁判所がこれを定める。

第六十九条（開廷の場所） 法廷は、裁判所又は支部でこれを定める。

最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかるらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。

第七十条（公開停止の手続） 裁判所は、日本国憲法第八十一條第二項の規定により審査を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならない。

第七十一条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行ふ。

裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は处置を執ることができる。

第七十二条（警察官の派出要求） 裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、警視総監又は道府県警察本部長に警察官の派出を要求することができる。法廷における秩序を

維持するため特に必要があると認めるときは、開廷前においてもその要求をすることはできる。

前項の要求により派出された警察官は、法廷における秩序の維持につき、裁判長又は一人の裁判官の指揮を受ける。

第七十二条（法廷外における処分） 裁判所が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、裁判長又は一人の裁判官は、裁判所の職務の執行を妨げる者に対し、退去を命じ、その他必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

前条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

前二項に規定する裁判長の権限は、裁判官が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、その裁判官もこれを有する。

第七十三条（審判妨害罪） 第七十二条又は前条の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は千円以下の罰金に処する。

第二章 裁判所の用語

裁判所では、日本語を用いる。

第三章 裁判の評議

第七十四条（裁判所の用語） 合議体でする裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

評議は、裁判長が、これを聞き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならぬ。

第七十五条（意見を述べる義務） 裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

第七十六条（意見を述べる義務） 裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

第七十七条（評決） 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

過半数の意見によって裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れその説が各々過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

日にわたることの予見される場合においては、補充の裁判官が審理に立ち会い、その審理中に合議体の裁判官が審理に関与することができなくなつた場合において、あらかじめ定める順序に従い、これに代つて、その合議体に加わり審理及び裁判をすることができる。但し、補充の裁判官の員数は、合議体の裁判官の員数を越えることができない。

第四章 裁判所の共助

第七十九条（裁判所の共助） 裁判所は、裁判事務について、互に必要な補助をする。

第六編 司法行政

第八十条（司法行政の監督） 司法行政の監督権は、左の各号の定めるところによりこれを行う。

一 最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する。

二 各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する。

三 各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。

四 各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。

五 第三十七条に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の裁判官以外の職員を監督する。

第八十一条（監督権と裁判権との関係） 前条の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

第八十二条（事務の取扱方法に対する不服） 裁判所の事務の取扱方法に對して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。

第八十三条（裁判所の経費） 裁判所の経費は、独立して、國の予算にこれを計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

裁判所構成法、裁判所構成法施行条例、判事懲戒法及び行政裁判法は、これを廃止する。

最高裁判所は、当分の間、特に必要があるときは、裁判官又は検察官をもつて司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官に、裁判官をもつて裁判所調査官にそれぞれ充てることができる。

附 則（昭和二二年一〇月二九日法律第

一九五号） この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二三年一月一一日法律第一号） この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二三年七月一二日法律第一六〇号） この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二三年七月一二日法律第一六一号） この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二三年一二月二一日法律第一六〇号） この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四条の二、第五十六条の二、判事補の職権の特例等に関する法律第二条の二及び裁判所職員の定員に関する法律第六条の規定並びに裁判所法第十条、第六十一条第一項及び裁判所職員の定員に関する法律第四条を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

第十二条 第一条中裁判所法第十六条、第二十四条及び第三十三条を改正する規定は、この法律施行前に公訴の提起があつた事件については適用しない。

前項の事件について、改正前の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十三条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六十三条第二項の家庭裁判所は、同法施行の際事件が係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

第十四条 この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及びこの法律による改正前の家事審判法（以下旧家事審判法という。）第四条の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日に、その家事審判所又は、この法律施行の日に、その家事審判所又は地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

第十五条 この法律施行前に確定した家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、その家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

第十六条 この法律施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。この法律施行前に参与員又は調停委員の職にあつた者の行為に対する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十七条 家事審判法施行法（昭和二十二年法律第一百五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

第十八条 家事審判法施行法第二十四条第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならない。

第十九条 前項の規定によつて差し戻した場合には、その事件において家事審判法施行法による改正前

(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一〇年五月六日法律第五〇号)	(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。 (経過措置) この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例による。
附 則 (平成一二年一二月六日法律第一四二号) 抄 (施行期日)	(施行期日) この法律は、平成十三年四月一日から施行する。 (検討等) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。
附 則 (平成一四年一二月六日法律第一三八号) 抄 (施行期日)	(施行期日) この法律は、平成十六年四月一日から施行する。この法律は、平成十六年四月一日から施行する。 (検討等) この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	第一号 (施行期日) この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。	第二条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。	第二条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成二三年五月二十五日法律第五号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。	第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十九年四月二十六日法律第二号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。</p> <p>この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。</p> <p>新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習賃金については、なお従前の例による。</p> <p>新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。</p> <p>前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。</p>
--

<p>(施行期日)</p> <p>附 則 (平成二十九年六月二一日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
--

<p>(施行期日)</p> <p>附 則 (平成二十九年六月二一日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

える部分に限る。)、第二百六十五条第一項の規定、三百四条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定(「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項の改正規定(「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」と)の下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る)、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第五項の改正規定、第三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第一百三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「、第八十七条の二」を削る部分に限る)民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日